

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	宇佐町宿舎給湯設備更新
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所長 谷川 征嗣 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
契約締結日	令和 3年 1月18日
契約の相手方の氏名及び住所	西部住機（株）
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥3,900,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥3,901,700-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 宇佐町宿舎給湯設備更新
2. 履行場所 : 北九州市小倉北区宇佐町2丁目2-18外 宇佐町宿舎
3. 随意契約の相手方 : 名称 西部住機株式会社
住所 北九州市小倉北区古船場町5番23号
電話 093-511-1126
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

本業務は、宇佐町宿舎1号棟及び2号棟のガス給湯設備機器更新を行い、経年劣化による故障・ガス漏れ危険性解消、入居者の利便性改善を目的とするものである。宇佐町宿舎の給湯設備は、1号棟が2002年新設から18年、2号棟が2005年新設から15年を経過している。ガス機器の耐用年数は15年であり、早急に機器更新が必要である。そのため今回、対象となる給湯設備機器の更新を行うものである。

当該宿舎は都市ガスであり、給湯設備（ガス機器）更新については、ガス供給会社（西部ガス）が、高い技術力があり安心・安全なガス工事が可能な業者をエリア毎に指定工事会社（以下特約店とする）として選定している。

都市ガス配管工事（以下「内管工事」とする）は、ガス事業法において都市ガス事業者（西部ガス）がその技術基準適合義務を負っているため、西部ガスまたは西部ガスが認めた者（特約店）以外は施工することができない。特約店は、内管工事に必要な『日本ガス協会 内管工事士』資格を有しており、西部ガスの指導監督の下、安全に施工を行うことができる。

また、ガス機器の設置では、ガス栓との接続部でガスが漏れないこと、給排気が適切であること、ガス機器の機能が十分に発揮されることなどが重要であり、特約店は、日本ガス機器検査協会の『ガス可とう管接続工事監督者』講習受講者や『ガス機器設置スペシャリスト』資格取得者などの経験豊富な施工者を有しており、ガス機器を安全に設置できる。

当該宿舎所在区域の特約店は上記相手方のみであり、本業務において、ガス漏れの危険性なく安全・安心かつ高度な施工が可能な唯一の業者である。

以上のことから、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記相手方と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）総務課長